

【中央市結婚新生活支援事業補助金】事前審査用簡易チェックシート(表)

①交付対象世帯の要件（次のすべての要件に該当すること）	
<input type="checkbox"/>	1) 新婚世帯であること。（婚姻日が、令和7年1月1日～令和8年3月31日の夫婦） 婚姻日：令和 年 月 日
<input type="checkbox"/>	2) 婚姻日において夫婦のいずれもが39歳以下であること 婚姻日時点の年齢 夫 歳 (生年月日： 年 月 日) 妻 歳 (生年月日： 年 月 日)
<input type="checkbox"/>	3) 新婚世帯の所得を合算した額が500万円未満であること。 申請書に添付する直近の「所得証明書」で確認します。 奨学金の返済を行っている際は、その返済額を所得から控除することができます。 (所得の計算期間と同じ期間に返還した額) ※ 令和7年度中に申請をされるかたは、令和6年度（令和5年分所得分）の所得証明書と 令和5年1月1日から12月31日までに返還した奨学金の返還額がわかる書類で確認します。 ※ 令和8年4月から5月中に申請をされる方は、令和6年度（令和5年分所得分）の所得証明書と 令和5年1月1日から12月31日までに返還した奨学金の返還額がわかる書類で確認します。 ※ 令和8年6月以降に申請をされる方は、令和7年度（令和6年分所得分）の所得証明書と 令和6年1月1日から12月31日までに返還した奨学金の返還額がわかる書類で確認します。
<input type="checkbox"/>	4) 交付申請時に、本市の住民基本台帳に記録されている新婚世帯の双方又は一方の住所が、 申請に係る住宅の所在地となっていること。
<input type="checkbox"/>	5) 申請日より5年以上継続して本市に居住する意思があること。
<input type="checkbox"/>	6) 夫婦のいずれもが市税(転入者については、転入前の住居地における市区町村税を含む。)を 滞納していないこと。
<input type="checkbox"/>	7) 生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助を受けていないこと。
<input type="checkbox"/>	8) 夫婦双方が地域少子化対策重点推進交付金による結婚新生活支援事業に係る補助を 受給していないこと。（他の自治体での受給を含む。）
<input type="checkbox"/>	9) 世帯の全員が中央市暴力団排除条例第2条第3号に定める暴力団員等でない者及び暴力団員等と 関係を有する者でないこと。

【中央市結婚新生活支援事業補助金】事前審査用簡易チェックシート(裏)

②対象となる費用の確認（申請予定の費用及び該当事項にチェック。）

（申請日の属する年度の4月1日から3月31日までに支払った費用が対象です。）

□	1) 住宅の取得費用（土地代は含まない） 取得費用　：　　円 鍵の引き渡し日　：　令和　　年　　月　　日
	<input type="checkbox"/> 所有者の名義が夫若しくは妻又は夫婦共同名義であること。 <input type="checkbox"/> 婚姻日（婚姻届を提出した又は受理された日をいう。以下同じ。）より前に取得した住宅にあっては、婚姻を機として取得した住宅であって、その取得日が婚姻日から起算して1年以内であること。 <input type="checkbox"/> 中央市若者世帯定住促進・子育て応援補助金交付要綱の規定に基づく補助を受給していないこと。
□	2) 住宅のリフォーム費用 リフォーム費用　：　　円 工事完成日　：　令和　　年　　月　　日
	<input type="checkbox"/> 住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいい、外構に係る工事の費用並びに家電の購入及び設置に係る費用は含まない。 <input type="checkbox"/> 婚姻日より前にリフォームした住宅にあっては、婚姻を機としてリフォームした住宅であって、そのリフォーム日が婚姻日から起算して1年以内であること。 <input type="checkbox"/> 中央市空き家バンク物件リフォーム等補助金の交付を受けているリフォーム費用については対象外。
□	3) 住宅の賃貸借費用 家賃　：　　円/月　　、　共益費　：　　円/月 敷金・礼金・仲介手数料　：　　円
	<input type="checkbox"/> 契約名義人が夫若しくは妻又は夫婦連名であること。 <input type="checkbox"/> 敷金、礼金、共益費及び仲介手数料を含み、駐車場代は含まない。 <input type="checkbox"/> 勤務先から住宅手当等が支給されている場合は、当該手当分を差し引いた額 <input type="checkbox"/> 新婚世帯が婚姻前から賃借している物件の場合には、婚姻を契機とした同居開始後に生じた額。
□	4) 引越し費用 引越し費用　：　　円 引越し日　：　令和　　年　　月　　日
	<input type="checkbox"/> 婚姻を機に、市内の自己の居住の用に供する住宅へ引越しをするために要した費用のうち、引越し業者や運送業者等へ支払った費用であること。 <input type="checkbox"/> 婚姻日より前の引越しにあっては、婚姻を機とした引越しであって、その引越し日が婚姻日から起算して1年以内であること。